

平成 21 年度 第 1 回 理 事 会 の 開 催

平成 21 年度第 1 回理事会が、平成 21 年 6 月 2 日、本会会議室において開催された。

本会議では、協議事項として、①「社団法人日本動物保護管理協会との合併手続きを進める件（経過と対応）」、②「役員改選等の件（経過と対応）」、③「2009 動物感謝デー in JAPAN 開催計画の件」、④「新型インフルエンザ等に関する件（経過と対応）」について協議し、了承された後、議決事項として、①「第 1 号議案 社団法人日本動物保護管理協会との吸収合併契約締結の件」、②「第 2 号議案 第 66 回通常総会における日本獣医師会会長感謝状の授与の件」、③「第 3 号議案 第 66 回通常総会に次の議案を付議する件」、④「第 4 号議案 賛助会員入会の件」について異議なく可決承認され、さらに報告事項として、①「職域別部会の運営状況（委員会活動報告等）の件」、②「一般社団法人日本動物看護職協会設立の件」、③「社団法人日本動物保護管理協会の役員候補者（学識経験者理事）推薦の件」、④「業務運営概況等の件」について報告された（第 1 回理事会の議事概要は下記のとおり）。

平成 21 年度第 1 回理事会の議事概要

I 日 時：平成 21 年 6 月 2 日（火）14：00～17：30

II 場 所：日本獣医師会 会議室

III 出席者：

【会 長】山根義久

【副 会 長】藏内勇夫，中川秀樹

【専務理事】大森伸男

【地区理事】坂本禮三（東北）

高橋三男（関東）

手塚泰文（東京）

谷 達雄（近畿）

唐木茂樹（中国）

岡本和夫（四国）

麻生 哲（九州）

【職域理事】酒井健夫（学術・教育・研究）

近藤信雄（開業（産業動物））

細井戸大成（開業（小動物））

戸谷孝治（畜産・家畜衛生）

森田邦雄（公衆衛生）

横尾 彰（家畜共済）

【監 事】玉井公宏，金田義宏

【欠 席】波岸裕光（北海道）

IV 議 事：

【協議事項】

- 1 社団法人日本動物保護管理協会との合併手続きを進める件（経過と対応）
- 2 役員改選等の件（経過と対応）
- 3 2009 動物感謝デー in JAPAN 開催計画の件
- 4 新型インフルエンザ等に関する件（経過と対応）

【議決事項】

第 1 号議案 社団法人日本動物保護管理協会との吸収

合併契約締結の件

第 2 号議案 第 66 回通常総会における日本獣医師会
会長感謝状の授与の件

第 3 号議案 第 66 回通常総会に次の議案を付議する件
第 1 号議案 平成 20 年度事務事業及び決算報告
の件

第 2 号議案 平成 21 年度事業計画（案）及び収支予
算（案）の件

第 3 号議案 平成 21 年度会費及び賛助会費の件

第 4 号議案 社団法人日本動物保護管理協会との
吸収合併契約の承認に関する件

第 5 号議案 社団法人日本獣医師会の定款の変更
及び同定款施行細則の一部改正の件

第 6 号議案 獣医師道委員改選の件

第 7 号議案 役員選任管理委員改選の件

第 8 号議案 役員改選の件

第 4 号議案 賛助会員入会の件

【報告事項】

- 1 職域別部会の運営状況（委員会活動報告等）の件
- 2 一般社団法人日本動物看護職協会設立の件
- 3 社団法人日本動物保護管理協会の役員候補者（学
識経験者理事）推薦の件
- 4 業務運営概況等の件

V 会議概要：

【会長挨拶】

冒頭、山根会長から大要次の挨拶がなされた。

(1) 昨日から本日の午前中まで、平成 20 年度決算監
査会が実施されたことを報告する。

(2) 文部科学省では、獣医学教育の改善・充実に関す
る調査研究協力者会議を設置し、これまで 5 回の会議を
開催されたが、6 月中に教育中央審議会あて答申を提出
する予定であり、この機会に獣医学教育の改善を進展さ

せる必要がある。

(3) 農林水産省の獣医師審議会の計画部会では、産業動物、公衆衛生、民間・研究機関の3つに加え、初めて小動物のワーキンググループを設置された。当面の課題としては、4月に日本動物看護職協会が設置されたが、全国組織をベースに養成課程や現状の民間資格の統一、そして資格制度化に向けて議論を進展させていく必要がある。

(4) 処遇改善については、これまで全国知事会会長の麻生福岡県知事に状況を説明し、対応を依頼してきたところ、福岡、鹿児島、四国4県、青森、北海道などの自治体での取り組みが進んでいる。近年の厳しい経済状況の中ではあるが、今後、この取り組みが全国に広がるものと期待している。

(5) 公益法人改革については、公益認定の取得には多大な努力を要することになるが、ステップを踏んで、組織や事業執行体制を点検し、必要な体制整備に取り組むことが重要である。財政問題については別途留意しておく必要がある。

(6) 本理事会では、通常総会の議案の他、日本動物保護管理協会との合併について協議いただき、会議終了後、両団体が契約を締結する予定である。これら協議内容については、各地区においても伝達いただきたい。

(7) 現執行部は、6月末に任期終了するが、今後とも、会務運営に支援、協力をお願いしたい。

【議長就任・議事録署名人の指名】

続いて、山根会長が議長に就任し、坂本、近藤両理事を議事録署名人に指名して会議が次のとおり行われた。

【協議事項】

1 社団法人日本動物保護管理協会との合併手続きを進める件（経過と対応）

大森専務理事から、前回の理事会において協議の上、確認された事項（①合併の趣旨、②合併の要点、③存続法人の会費の扱い等。本誌第62巻第5号348～349頁参照）について再度、説明の上、本日の理事会の合併契約の締結に臨みたい旨説明があり、了承された。また、日本動物保護管理協会の藏内会長から、本日、午前中に開催した理事会において、合併契約締結が議決承認され、日本動物保護管理協会会長として合併契約書に署名捺印した旨の説明がなされた。

2 役員改選等の件（経過と対応）

大森専務理事から、4月2日に役員専任管理委員会を開催した後、推薦母体あて5月25日まで役員候補者推薦書類の提出を依頼した。さらに5月27日に同委員会を開催し、提出された推薦書類の内容、候補者の確認を行ったので、近日中に候補者氏名を公示し、会員あて通常総会での選任を依頼したい旨が説明された。

3 2009動物感謝デー in JAPAN開催計画の件

中川副会長から、5月11日開催された企画運営委員会では、林委員長を中心として協議を行い、名称を「2009動物感謝デー in JAPAN」とし、テーマを「知っていますか？獣医師の仕事」として、本年10月3日（土）、午前10時から東京都立駒沢オリンピック公園中央広場にて開催することとされた。なお、運営については、入札により最も良い提案をした前回担当の企画会社と契約した。また地方獣医師会あて事業への協力依頼文書を会長名で発出したが、各地方獣医師会から構成獣医師に必ず参加いただき、日本中から様々な職域の獣医師が参集していることをアピールしたい。昨年は、特に乳牛の搾乳体験、畜産物の試食販売、九獣連ヤマネコ保護協議会活動のブース等が好評であったが、昨年同様、協賛金、ブース展示を依頼する他、アトラクション等の企画アイデアがあれば、今月末までに企画運営委員会へ連絡いただきたい旨説明された。

4 新型インフルエンザ等に関する件（経過と対応）

(1) 公衆衛生担当の森田理事から、新型インフルエンザについては従来から高病原性鳥インフルエンザの変異によるパンデミックが危惧し、これまで国では新型インフルエンザ行動計画等の策定等に取り組み、また本会でも広報の他種々対応してきたが、今回は豚インフルエンザウイルス（H1N1）が人から人へ感染したもので、3月のメキシコ及びアメリカでの症例報告から世界的に広がり、WHOでは警戒レベルをフェーズ5まで引き上げた。今回の発生で、ハム、ソーセージ等、食肉、流通関係への影響が危惧されたが、食品安全委員会委員長が、豚肉は過熱して食し、胃酸にも弱く、また経口感染も考えにくいいため、豚肉・豚加工品は安全である旨公表したことを受け、関係省庁でも同見解を示し、本会でもHPでピーアールしたところにより風評被害は防ぐことができた。また、今回は1957年以前に生まれた人の感染がないため、以前に発生があったと考える説、若い人の細胞活性があって抗体変化が進むという説、変異して間もないウイルスであるという説等があるが、今後解析されるものと思われる。感染症法では、発熱が38°以上で急性呼吸器障害がみられた際、PCR検査の陽性等で、疑似症患者となり、確定診断で発生が確認され、指定された患者を隔離する。日本政府の最近の対応としては、新型インフルエンザ対策本部において基本的対処方針を改訂するとともに「基本的対処方針等のQ&A」を作成・公表した。感染力は強いが症状はH5N1より軽く、その国の医療、衛生事情より状況は異なるが、日本では死亡者がいないことで、通常の季節性のインフルエンザの対応で良いとの観点から、集会等の自粛要請等は見送られた。現在は終息しつつあるが、秋にかけて第二波が予想

されるとともに、H5N1の動向について本会でも十分留意する必要がある。また、関係者は的確な情報を提供して自分の健康を守ることも必要である旨説明された。

(2) 次に、家畜衛生担当の戸谷理事から、今回の新型インフルエンザは豚インフルエンザという名称で情報提供がされたが、豚から人間に感染したという事実は不明である。高病原性鳥インフルエンザについては、国は家禽疾病小委員会の答申を受け、感染が疑われる家畜についてもすべて殺処分するとされたが、その理由は、肉の中にウイルスを定着させないことと、肉がパンデミックを起こす発信源になることを危惧するからである。農林水産省は、人から人への感染確認に基づき、4月28日、①基本的情報の提供と風評被害の防止、②発生情報の提供と消費者、農林漁業者、食品産業業者に対する注意の喚起、③食料供給体制の確保と事業継続の対策、④感染予防対策を打ち出した。有事の際は、畜産物の安全性の確保と併せて、食料の供給、特にスーパー、デパート等大型店舗の食料需給が課題となると思われる。現在、国から都道府県に対して、本病の監視の徹底が依頼され、農家への家畜伝染病予防の徹底、家畜衛生管理基準の遵守、人の出入り制限、消毒等、畜舎ごとの徹底対応を呼びかけており、呼吸器症状、下痢、発熱がみられた際は、家畜保健衛生所が病性鑑定を行うこととしているが、一旦、発生が確認されると養豚業界に多大な影響が出る。茨城県等の養豚農場の多い所はすべての農場に巡回指導しており、これらは豚インフルエンザという名称からの対応であるが、農林水産省、都道府県では特に食料供給に支障のきたさぬよう取り組む必要がある旨説明された。

【議決事項】

第1号議案 社団法人日本動物保護管理協会との吸収合併契約締結の件

大森専務理事から、日本獣医師会と日本動物保護管理協会は、動物の福祉及び愛護の増進に寄与するため、また、各種事業のより効率的、効果的な運営と組織体制強化を図っていく観点から、合併することとし、次の内容について承認を求められ、本議案は異議なく承認された後、山根会長から、理事会終了後、双方の会長が合併に関する契約の締結書、吸収合併契約書に署名、捺印する旨報告された。

(1) 合併に関する契約の締結

新公益法人制度への円滑な移行を期すべく、一般社団法人及び一般財団法人に関する公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の規定に基づく特例民法法人の合併手続きにより合併することとし、合併は、社団法人日本獣医師会を合併後に存続する法人（合併存続特例民法法人）、合併後に消滅する法人（合併消滅特例民法法人）

を社団法人日本動物保護管理協会とし、両法人による吸収合併契約書を締結する旨両団体署名捺印する。

(2) 吸収合併契約書の締結

合併に関し、①合併の方法（日本獣医師会を合併存続特例民法法人、社団法人日本動物保護管理協会を合併消滅特例民法法人とする）、②定款の変更（日本獣医師会の定款を変更する）、③合併承認総会（双方は、合併契約の承認を得るため、それぞれ平成21年6月25日に総会を開催し、決議を求める等）、④登記（合併に係る登記は、ともに平成22年4月1日に行う等）、⑤名称（合併後の甲の名称は、社団法人日本獣医師会とする）、⑥財産の承継（日本動物保護管理協会は、平成21年3月31日現在の貸借対照表その他の計算を基礎とし、これにその後の資産及び負債の変動を加減した計算書を添付して登記の期日における資産及び負債を明確にした上で、一切の資産及び負債その他の権利義務を上記の期日において日本獣医師会に引き継ぎ、同会はこれを承継する）、⑦合併前の善管注意義務（双方は、本契約締結後、登記の期日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってそれぞれ業務の執行及び財産の管理運営を行う。その間に生じる財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ双方協議の上これを行う）、⑧役員追加選任（日本獣医師会は、合併後の最初の総会において、日本動物保護管理協会から引継ぐ業務を執行する理事1人を選任する）、⑨職員の承継（日本獣医師会は、職員のうち日本動物保護管理協会に出向させている者について、登記の期日に出向を解除し同会の職員として引継ぐ）、⑩合併条件の変更等（契約締結後、登記の期日に至るまでの間に、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態、経営状態に重大な変更を生じたときは、甲乙協議して合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる）、⑪契約外事項（契約に定めたもののほか、合併に関し必要な事項は、この契約の趣旨に基づき双方協議の上、決定する）について、契約を締結し、契約の成立を証するため、契約書類4通を作成し、双方が記名捺印の上、各その1通を保有する。また、1通を農林水産省に、1通を環境省に合併の認可手続きのために提出する。

(3) 社団法人日本獣医師会の定款の変更及び同定款施行細則の一部改正

ア 日本獣医師会定款

①日本動物保護管理協会の業務を承継することにより、獣医師会活動を通じ、動物の福祉及び愛護の増進に寄与する事業の一層の推進に資するため、「動物の愛護」を目的に追加する（第3条関係）、②上記①の目的規定の変更に伴い、事業に関する規定を追加する（第4条関係）、③関係する大臣及び官庁に環境大臣及び環境省を追加する（第14条、第16

条, 第44条, 第47条, 第50条, 第51条, 第52条, 第53条関係), ④「一般社団法人及び一般財団法人に関する公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の施行に伴い関係条文を整備する(第7条, 第22条, 第42条, 第52条, 第53条関係)

イ 日本獣医師会定款施行細則

①日本動物保護管理協会から承継する業務を執行する役員として「動物愛護・福祉」担当職域理事を置くこととし, その選任に関する規定を定める(第6条第3項並びに別紙1, 別表3及び別表4関係), ②役員選任管理委員会の事務に, 上記(1)に係る役員の選任に関する規定を追加する(第9条第5項第3号関係), ③本会の職域別の事業運営機関である部会に, 社団法人日本動物保護管理協会から承継する業務を担当する「動物愛護・福祉部会」を設置する(第33条第1項関係)。

ウ 定款変更, 定款施行細則改正の施行期日等

合併に係る登記の日(平成22年4月1日予定)とする(現行の定款は, 合併の登記を条件として全部を削除)。

第2号議案 第66回通常総会における日本獣医師会会長感謝状の授与の件

大森専務理事から, 総会において, ①平成20年度学会年次大会の開催を受託し, 多大なる尽力により, 開催地区の特長を發揮され盛會に導かれた岩手県獣医師会, ②会員の加推進を通じ, 獣医師会組織の強化に顕著な実績を上げた(会員数について, 対前年同期比伸び率10%以上, 直近年度の3年間を連続して3%以上増加)川崎市獣医師会に, それぞれ会長感謝状を授与したい旨が説明され, 本議案は異議なく承認された。

第3号議案 第66回通常総会に次の議案を付議する件

第1号議案 平成20年度事務事業及び決算報告の件

第2号議案 平成21年度事業計画(案)及び収支予算(案)の件

第3号議案 平成21年度会費及び賛助会費の件

第4号議案 社団法人日本動物保護管理協会との吸収合併契約の承認に関する件

第5号議案 社団法人日本獣医師会の定款の変更及び同定款施行細則の一部改正の件

第6号議案 獣医師道委員改選の件

第7号議案 役員選任管理委員改選の件

第8号議案 役員改選の件

大森専務理事から, 第66回通常総会に付議する事項

として, 第1号から第8号の上程議案について, 資料に基づき説明され, その中で玉井代表監事から, 6月1日, 2日, 平成20年度における事務事業の実施状況及び会計状況について会長から提出された, 事業実施報告, 収支計算書, 財産目録等, 一般会計及び特別会計について諸帳簿, 証拠書類について監査した結果, いずれも定款, その他の規程に従い適正に処理されていた旨の監査報告がなされた後, 質疑として, 事業活動収入, 支出を増額するため, 事業会計から一般会計に事業経費を移管したことに伴い, 法人税が増額することのだが, なぜ予算書では同額なのかとの質疑があり, 理由は, 正に従前事業会計に計上していた事業費の一部を一般会計に移管したことにより, 当該移管した事業費に見合う事業推進費等の支出が事業会計から減額したことに伴うものであり, 今後の新公益法人制度への移行を踏まえた会計経理対応の結果である旨説明され, 本議案は異議なく承認された。

第4号議案 賛助会員入会の件

大森専務理事から, 個人賛助会員1名について, 入会の承認を求めた後, 本議案は異議なく承認された。

【報告事項】

1 職域別部会の運営状況(委員会活動報告等)の件

(1) 職域別部会の部会委員会の開催状況等について, 部会長等である担当理事から次のとおり説明がなされた。

(2) 産業動物臨床部会の横尾副部会長から, ①食の安全を担う産業動物臨床検討委員会については, 報告書は「食の安全確保のための家畜の生産工程管理(HACCPシステム等)と産業動物臨床の方向」と題して, まず, はじめに獣医師の食の安全に関する役割の重要性の増大に鑑み, 委員会で検討する旨を述べた後, 生産農場におけるHAPP等安全確保システムの普及・推進のための方策として, 現状の取り組みの状況については, 畜産農家の管理・指導の主体は生産性の向上であるが, 飼養衛生管理基準等の遵守の徹底には現場で畜産農家と接する機会の多い診療獣医師の支援が求められ, 一部の地域では診療獣医師が生産段階の安全性を確保し, それを消費者まで伝えるシステムを組織化する動きがある(巻末に参考として, 農場管理獣医師協会を紹介)。これらの取り組みには農場の生産段階における「HACCPの考え方に基づいた飼養衛生管理」の導入が求められ, 農林水産省ではモデル農場を選出してHACCP導入を推進してきたが, 食品工場でのシステムは確立されていたものの, 生産現場における手法の活用は, 暗中模索で, 一般畜産農場への導入について賛否両論があった。実施に当たっては, 衛生レベルの低い農場には, 法令遵守の意味から「飼養衛生管理基準」の導入, 整備から始め, 段階的レ

ベルを上げる必要があるとした。また、獣医師の果たすべき役割として、農林水産省では進めている農場の認証制度への参画やHACCPシステムの推進に係る獣医師の行動規範（Good Veterinary Practice）の整備に向けて、獣医師会における検討を行う必要があるとした。普及推進の方策としては、生産者・獣医師への情報提供が重要であり、導入に係るコストや導入した場合の利点等のわかりやすい説明が求められる一方、消費者等への広報も必要であるとした。さらに自治体における取り組みの促進として、各自治体では温度差があるため、国で認証基準を策定しシステムを平準化する必要があるとした。次に農場管理獣医師の普及・推進のための方策として、まず農場管理獣医師の概念が必要であるため、農場管理獣医師の活動は、農場の生産から流通、消費までを視野に入れ、生産性向上を目的とする活動に止まらず、畜産物の安全性に専門職である獣医師が関わり、それを社会に示して、消費者に“安心”を提供するのが目的であると定義した。最後に、生産段階におけるHACCPシステム及び農場管理獣医師は、その重要性、必要性は指摘されていたが、現実的にはその取り組みの緒に就いたところであり、これまでの進捗状況を参考に今後の展開を予測し、協議を進めた結果を今後の推進の方向として記載したが、内容は今後の進展の状況を見ながら、随時見直しを行う必要がある旨説明された。

(3) 細井戸理事から、②小動物委員会については、報告書は「小動物臨床の質の一層の向上に向けた動物診療提供体制のあり方（卒後臨床研修制度の円滑な推進、一次診療と二次診療（高度専門医療・紹介診療）及び夜間休日診療の地域ネットワーク体制の整備）」と題して、まず、はじめに臨床の質の向上は、飼い主だけでなく、国民全体の公益につながることにし、現状と課題、今後の対応を記載し、さいごにまとめとして、卒後臨床研修制度の円滑な推進については、卒後臨床研修体制の整備に関する対応として、本制度を機能させるためには、獣医師会が一定の役割を果たすよう努めるべきであり、行政等関係機関に要請すべき事項、獣医師会及び獣医学系大学が中心となって対応すべき事項等について仕分けをして対応するとともに、獣医師会と行政が連携して、民間診療施設における小動物臨床研修制度のメリットについて、獣医師、獣医学系大学、獣医学生等に広報を行うことが重要であるとした。一時診療と二次診療、夜間・休日診療の地域ネットワーク体制の整備に関する対応については、獣医師会を中心とした取り組みを進めることにより、会員獣医師の求心力を高めるとともに、公益法人制度改革をにらみ、獣医師会の実施する公益事業としても期待される。地方獣医師会においては、獣医師会を中心とした夜間・休日診療施設と、高度専門医療施設の機能をあわせ持つ施設の設立、地域社会のニーズの把握と

地域行政との連携、地方獣医師会内での合意形成、新しい公益法人制度を視野に入れた公益事業としての事業展開に考慮しながら、体制の整備を進めるべきであるとした。また、今後、検討を進めるべき事項として、小動物診療の目的と位置づけとして、ペットフード安全法の実施、日本動物病院福祉協会が、家庭動物医療の充実、動物病院関係者への継続教育等の事業が公益事業として認められ、公益認定を取得したことからも、後の小動物診療が公益事業として認められていくと思われ、さらに小動物診療獣医師に対する卒後臨床研修を含めた研修モデルプログラムの策定し、ステップアップの指標とすることも検討すべきである旨取りまとめた。③動物介在活動推進討議委員会については、報告書は「動物介在諸活動（動物介在活動・動物介在療法・動物介在教育）と獣医師及び獣医師会の役割」と題して、まず、はじめに獣医師が担う動物介在活動については、獣医師の果たすべき役割に関する法的整備がなく検討する必要があることとし、活動を総称する用語を動物介在諸活動として、主な活動を動物介在活動、動物介在療法、動物介在教育3つに整理した。次に動物との絆が人の健康に与える影響（動物介在諸活動の意義）として、動物との関係が人に良い影響をもたらすという考えは紀元前からあり、一般家庭においても、様々な理由から犬や猫などの小動物が飼育されており、多くの人がそのような動物が心安らぐ存在と感じてきたが、1970年代になって、獣医師、動物行動学者、精神医学・心理学者、医療関係者などで組織されたデルタ協会等の諸団体により、動物との触れ合いが人の心身の健康に対する影響について科学的検証が行われたとした。続いて、動物介在活動・動物介在療法と獣医師の役割として、病院及び福祉・介護施設における動物飼育の効果、訪問活動としての動物介在活動・動物介在療法、これらに求められる条件と評価（公衆衛生面の評価、行動適正の評価）について述べ、このような活動において、獣医師の存在は重要であり、獣医師は、公衆衛生的適性を的確に評価する役割を持ち、動物介在療法・動物介在活動への動物の参加登録にあたっては、人と動物の共通感染症の予防等の実施を証明する書類の提出を求めるとともに、施設への訪問当日も、動物に公衆衛生上の問題がないか、心身共に健全で活動に支障がないかを確認する必要があるとした。さらに動物介在教育と学校における動物飼育の支援活動として、学校における動物飼育（学校飼育動物）、我が国での学校飼育動物の取り組みに言及し、動物介在諸活動における獣医師及び獣医師会の役割をそれぞれ明記し、最後に動物介在諸活動及び学校飼育動物支援活動に関する参考文献を添付し取りまとめた旨説明された。

2 一般社団法人日本動物看護職協会設立の件

細井戸理事から、日本動物看護職協会の設立経緯として、平成21年1月24日開催の日本動物看護職協会発起人会総会における日本動物看護職協会設立の承認を受け、4月7日、日本動物看護職協会設立発起人会理事会において設立が決議された後、4月10日、日本動物看護職協会の登記認証が行われ、同日登記申請し、4月20日、登記完了した。5月10日に東京大学弥生講堂において、会員（動物看護職等）107名の他、農林水産省、日本獣医師会、地方獣医師会会長、民間動物看護職認定団体、動物看護職養成施設（学校）、関連企業等29名が参加し、一般社団法人日本動物看護職協会の設立総会が開催された。当初、看護職のみでの設立運営が好ましいとの意見もあったが、現状を考慮すると、設立当初の運営には多くの獣医師をはじめ関係者の支援が必須であるとして、会長には東京大学大学院農学生命科学研究科 森 祐司教授、副会長に麻布大学獣医学部太田光明教授が選任されている。さらに、先に通知したとおり地方獣医師会会長にも相談役になっていただき、金銭的な支援を含めて

協力いただきたい旨説明された。

3 社団法人日本動物保護管理協会の役員候補者（学識経験者理事）推薦の件

大森専務理事から、本件については、前理事会において三役一任の承諾を得ていたが、協議の結果、同協会との合併を考慮し、前期推薦した5名を次のとおり推薦した旨報告された。

太田光明（社団法人 神奈川県獣医師会）
藏内勇夫（社団法人 日本獣医師会副会長）
柴内裕子（社団法人 東京都獣医師会）
遠山吾市（社団法人 茨城県獣医師会会長）
羽山伸一（社団法人 東京都獣医師会）

4 業務運営概況等の件

大森専務理事から、前回理事会以降（平成21年3月21日以降平成21年5月20日まで）の業務概況について説明が行われた。